

不動産売却の所得税申告説明会

～令和6年中に不動産の売却があった方の

所得税の確定申告について具体的な書類の書き方を説明します～

講師紹介と内容

講師：武蔵野税務署 担当官

令和6年中に土地や建物などの売却をし、譲渡所得（利益）が発生している場合、所得税の確定申告が必要になります。税金の計算の流れ、必要書類、注意点などを説明します。また、確定申告のために作成する書類、作成の流れを具体的に持参していただいた書類を見ながら実際に作成します。

※武蔵野青色申告会での決算指導では、『土地・建物などの資産譲渡』についてはサポートを行っておりません。税理士にご相談いただくか（別途税理士への報酬が必要）、ご自身で税務署にご相談いただきますようお願いいたします。

※確定申告期間の税務署での相談は大変な混雑が予想されます。該当する方は参加を強くお勧めします。

※武蔵野税務署管轄の方を対象としております。武蔵野税務署管轄外の方は、当会までお問い合わせください。



【日時】10月23日(水)/11月20日(水)午後2時～4時

(内容は同じです。どちらか都合の良い説明会へご参加ください)

【会場】武蔵野青色申告会館3階 会議室

武蔵野市吉祥寺本町3-22-12 [三鷹駅北口徒歩13分、吉祥寺駅南口(公園口)徒歩13分]

※当日は駐車場の使用はできません。自転車や電車・バスをご利用ください。

※バスをご利用の方は吉祥寺駅南口(公園口)丸井吉祥寺店の前からムーバスをご利用下さい。

ムーバス 三鷹・吉祥寺循環 乗車：停留所12 吉祥寺駅南口/下車：停留所16 吉祥寺西コミセン入口

【時刻表 停留所12 吉祥寺駅南口 18分 38分 58分 料金100円】

【定員】各日20名(定員になり次第締め切ります)

〔持参する書類等〕

○筆記用具・電卓



○令和5年分所得税青色申告決算書(控)(白色申告の方は収支内訳書(控))

○売却したときの売買契約書及び固定資産税の清算金書類

○売却したときの仲介手数料の領収書

○売却した物件の購入時の売買契約書

○売却した物件の購入時の諸経費の領収書等

○その他売却の際に支出した費用の明細書等内容と金額のわかる書類

注 売買に関する書類は、なるべくご持参下さい。(例 収用の場合の収用証明書等)

※申込は下記の番号(青色申告会事務局)へ、電話またはFAXにてお申込ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、参加は原則1名のみとさせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止となる可能性もあります。その場合はお申込の際の電話番号にご連絡いたします。

申込書 TEL : 0422-53-8665 FAX : 0422-51-0826

会員名

TEL

参加希望日 ※ご希望の日を○で囲んでください。

10/23 (水) ・ 11/20 (水)